

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(1)

## 目次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <b>規 則</b>                    |   |
| ○富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |

## 規 則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年6月28日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第35号

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中「されているもの」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第5条第2項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（人 事 課）

